

事務局：定刻になりました。開会にあたり、委員総数10名のうち8名が出席しておりますので、「秋田県政策等の評価に関する条例」第13条第3項に定める定足数を満たしていることを報告いたします。

議長：ただいまから、公共事業評価専門委員会を開催いたします。委員会に諮問があった事項について、事務局の説明を求めます。

事務局：お手元に配布した文書のとおり、平成23年11月10日付けで、知事から当委員会に諮問がなされております。諮問案件は16件で、うち、農林水産部の継続箇所が8件、建設交通部の継続箇所が8件となっております。

また、ファイルのインデックスで「点数一覧」と書かれた資料の説明をさせていただきます。

これらは、継続箇所評価の実施後3年を経過した事業で、所管課が評価の再確認を行った結果、評価点に5点以上の増減がなかったため、審議の対象とはならず、報告のみとなったものです。そのため、一覧表と評価基準のみを添付しております。

しかし、再確認して5点以上の増減があった場合は、5年経過した箇所と同様に継続箇所評価の審議が必要になります。建-継-1（前杉バイパス）は、再評価で前回の79点から90点へ11点評価が上がり、これに該当しましたので審議対象箇所としております。

議長：それでは、本日は16件について審議を行います。

はじめに農林水産部関係について審議し、次に建設交通部関係について審議するという手順で進行いたします。県からの説明は、農林水産部8件のうち4件、建設交通部8件のうち6件としております。

それでは、農林水産部所管事業についての審議に入ります。農地整備課、森林整備課の順に説明をお願いします。

農地整備課長：まず農林水産部所管事業のご説明をさせていただきます。農地整備課長の難波でございます。宜しく申し上げます。先程の評価の対象基準ですが、農林水産部の方は着手後5年経過、6年目に初めての評価対象となります。その後は、事業着手後6の倍数毎に評価対象になっていくということです。それでは早速ですが農林水産部は2課ございますが、まず農地整備課の方からご説明させていただきます。

事業が2事業ございまして、経営体育成基盤整備事業、これは名前は経営体育成基盤整備事業ですが圃場整備です。この圃場整備と農地地すべり対策事業という2つの事業でございます。その中の継続と終了とを併せて説明させていただきます。

まず継続の方からですが、継続箇所評価が全部で4件ございまして、その内訳は、経営体育成基盤整備事業と農地地すべり対策事業の2事業でございます。事業別にそれぞれ一つずつ一番事業費の大きいものを抽出しまして、今回ご説明いたします。

それと終了箇所評価でございまして、この対象が今回2件ございまして、こちらの方はいずれも圃場整備でございます。この2件のうちから事業費の大きかったもの1件を抽出して説明をさせていただきます。

始めに前置きでございまして、一般的に言います土地改良事業の中の事業でございまして、特に圃場

整備はこの評価の中でも多々出てきますが、土地改良では最も事業量の多い重視している事業でございます。区画を大区画化し排水条件を良くして汎用化圃場にするということで、今、県全体では要整備面積、今後整備が必要とされている面積が10万5,000haございまして、22年度末までに8万5,000ha、圃場整備を実施済みでございます。10万5,000haから8万5,000haを引きますと残り2万ha残っておりますが、進捗状況は80%です。残り2万ha、進捗ではあと20%ですが、こちらは今、県のプラン、県農林水産部のビジョンというのがありますが、その中でも圃場整備を推進すると位置付けております。年間500haで実施するという計画で、今年度も500haの面積を実施しているところですが、それで単純に割りますとまだまだ事業量があり、40年近くかかるということになります。予算次第なんですけど、どんどん進めて行かなければならない事業であるということでございます。前置きが長くなりましたが早速中身の説明をさせていただきます。

資料の農一継一という所から説明させていただきます。経営体育成基盤整備事業の継続箇所、対象3件の中から1件、本堂城回地区についてご説明いたします。インデックスの農一継一をお開き願います。様式に沿ってご説明させていただきます。地区名が本堂城回でございます1.の事業の概要でございますが、平成18年度着手、完了予定時期が平成25年度で6年目の地区でございます。総事業費が65.4億円です。事業の規模が453.3ha、面を大きくする10a区画を30aなり1haなりにしていくという区画整理と、併せて用排水路の整備をする。括弧内をたすと453.3haになります。

事業の立案に至る背景ということで、簡単にご説明させていただきますと、場所は美郷・大仙の仙北平野の中央部の水田地帯でございます、この事業発足時の課題として2つございます。元々の10a区画、これが狭小で営農の低コスト化を図るためには圃場整備が必要な状況であったということと、地域の農業を支える担い手育成確保を図るための契機として圃場整備が必要であったということでございます。この計画は、平成20年度に一部非農用地設定のための計画変更をしております。事業の目的ですが、担い手の一つである法人への農地の利用集積を図る。また大区画化による生産コストの低減、営農の効率化のための農道の適正配置。用排兼用水路ですので、これを分離して水管理の省力化なり維持管理費の軽減を図る。また暗渠排水等により水田の汎用化を図るということを目的に実施しております。

事業費については、計画時よりも1億4,000万円増になっております。これは一部面積増によるものが要因でございます。それと事業の進捗状況なんですけど、現在のところ事業費別で言いますと22年度末までに使った事業費を分子に置き、総事業費を分母にしますと、67%の進捗です。当初は事業期間6年だったんですが、事業地区内に埋蔵文化財があり、その埋蔵文化財協議等で所要の時間を要するというので、2年延長する予定でして、25年には完了する見込みで進捗しております。

それと事業推進上の課題ですが、こちらの方は事業を取り巻く社会情勢のような形で書いておりますが、22年度以降、土地改良予算が半減するという状況になっておりまして、社会情勢と言いますか予算によって完了が延伸する懸念があるということです。いまのところは心配は無いですが、今後の動向によってはそういうこともあり得るということでございます。

関連する計画は、先程申しました県のプラン、県農林水産部のビジョンですが、その中にも水田フル活用の推進、生産基盤の整備、圃場整備の推進について謳われております。

また、情勢の変化及び長期継続の理由でございますが、ここは今と同じですがプランの中でも、中核事業に位置付けられているということでございます。また、予算の話在先程もさせていただきましたが、その中でも選択と集中によりこの圃場整備を重点的に実施しているということでございます。

次にその下の事業効果の把握及び効果でございますが、目標値a、これは担い手への農地の集積につ

いて集積率で書いておりますが、全体受益の63.4%という数字を目標にしています。まだ事業を実施中ということでございまして、今現在では集積が35.7%という道半ばの過程の数字でございます。

次のページですが、上の前回評価は初めての評価ですので、ここは何も書いておりません。

次に2の所管課の自己評価についてです。必要性ですが、これは圃場整備を契機としました農地の流動化、担い手の確保・育成というニーズが一層高まっていることと、転作作物の導入が困難な状況にあるということで、汎用化圃場を作るということが要望としてございますので、必要性はあると考えております。

また、緊急性ですが、こちらの方は早く体質強化をすること、地域の体質強化ですね。高齢化・担い手不足等が急速に進展しているということでございまして、これが望まれている状況です。それと水田の畑地利用ですね。汎用化圃場によって大豆等産地づくりとして、新たな水田農業の展開も求められており、緊急性もございます。

次に有効性ですが、先程申しました35.7%というのが今の集積ですが、法人が1組織既に設立されております。次の効率性ですが、こちらの方はB/Cです。費用便益で現在のところ算定しますと1.51でございます。このほかに、次の丸で書いております地区内の湧泉保護のためということで、水路の底に穴を開けて地下水が涵養出来るような仕組みにしている。また、コスト縮減に関しましては再生骨材を使用しているということがございます。

熟度ですが、これは関係団体・関係市町村の方々のご意見を今回お聞きした上で、事業内容について同意を得ている。また、このまま事業を推進して欲しいというご意見がありましたのと、少し違う内容になりますが、2つ目の丸で環境配慮についてです。特に施工時の泥水の流出防止、騒音・振動の抑制等であります。このほか、リサイクル製品について、これは2次製品の水路ですが、リサイクル製品を活用した水路を使っているという状況でございます。

判定・総合評価はほぼ同じ内容でございますが、現事業計画の内容で引き続き完了に向けて継続することが妥当だという自己評価をさせていただいております。対応方針の案としまして、担い手等への農地の集積、転作作物始め複合作物導入のための汎用化農地の整備、これを引き続き進めるとともに、工事の実施にあたりまして一層のコスト縮減に努めるという対応方針案にさせていただいております。

引き続き説明させていただきます。次は農一継一4、地すべりの方ですがお願いします。沢内地区と言います。こちらは地すべり対策事業です。これは工期が少し長くなっておりまして、平成6年から実施している事業です。予定では26年までということで、今18年目の事業です。一般的に地すべりの地すべり対策事業は工期が10数年になるケースが多いんですが、この地すべり対策工を実施している間に周辺で新たな地すべりブロックが発見されるケースが多々あって、ここの地区もそうですが、8ブロック化しております。新たな地区を取り込むことによって同一の地区で行うことになり、地区の工期が長くなってきているという状況でございます。ただ、今からご説明する地区は、当初の計画のものは全て終わっておりまして、新たに取り込んだ地区を今実施しているという状況でございます。総事業費は7.7億円です。

事業の規模と書いておりますが、基本的には地すべりですので、地下水で円弧滑りをすると、土ごと大きな円弧滑りですね。下で杭等で止める場合と水を抜く場合と2通りあります。これは水を抜く、地下水を排除するということで集水井と言いますが、その大きな縦井戸で水を排水する井戸を造る。径が大体2mとか3mとかになりますが、そこに繋ぐ周辺から排水を持ってくるための水抜きボーリングというのを1万2,532m。後は排水路工、これらを合わせて工事をしているということでございます。

背景ですが、当該区域は由利本荘市ですが、地すべり地帯となっておりまして、農地や農業施設を守るまた下流の家屋なり公共施設等に被害を及ぼす事を未然に防止するというところでございます。2つ目の丸ですが、新たな地すべりの兆候がこの中でまた近傍で、当初の計画域内また近傍の計画域内で合わせて8ブロック見つかりまして、そこを23年度に計画変更し取り込んでおります。

事業目的は今申しました通りなんですが、農地や施設の農業生産基盤の維持保全を図るということでございます。事業費ですが、当初は6億1,100万円、現在は7億7,000万円ということで、1億5,900万円増となっております。

これは対策工事の増、ボーリング等の調査費の増ということでございます。事業の進捗ですが、現在8ブロックを追加しましたが、残り4ブロックでして今年度1ブロック、来年度以降3ブロックを実施して終わるという予定でございます。23年度末までの進捗で言いますと90%に当たります。

事業推進上の課題、これは特にございませんが、近年ゲリラ豪雨等が今年度も6月・8月とあったんですが、その状況を踏まえても対策実施済みの箇所は安定しているという状況でございます。

関連する計画等は、県のプラン、後は防災計画等に位置付けておりまして、防災計画では全県の箇所数の内数に入っており、地震防災緊急事業5箇年計画では地すべり防止施設を緊急的に整備するという事です。一番上のプランの方では農地等地域資源の維持・保全活動ということで、この地すべり対策を推進することとしております。

次に情勢の変化ですが、この対象地域では防災意識が高揚して関心が高まっているということで、新たな地すべりブロックの発生によりまして、事業が長期化している。先程も申しましたけれども、最後に完了前に2年間調査しまして、効果判定調査というものですが、問題がなければ終わるということです。来年度以降の3ブロックは、24年度に工事を終わらせまして25・26年度とこの効果判定調査をして終わるという予定にしております。

下の事業の効果把握の手法及び効果ですが、これは37ブロック合計であります、残り4ブロックということで、33ブロックまで実施したということでございます。

次に、2. 所管課の自己評価ですが、必要性の方は地域から早急な対策が望まれております。緊急性ですが、もし被害があった場合、農地に留まらず家屋等にも及ぶということで出来るだけ早い対策が必要だと考えております。

次に有効性ですが、これは先程申しました効果判定調査、最後に行う調査ですが、それで安全率を確保していればその目標安全率は満足しているということになります。今のところ対策実施済みの箇所は満足しております。今後実施の箇所は勿論まだ未実施なので、これを随時やっていくことが有効であると考えております。

次に効率性、効果はB/Cで言いますと5.72、被害想定額、農地・民家等、公共施設を分子にして事業費で割ると5.72とういことになります。コスト縮減ですが、こちらの方は再生砕石を使っているということ、構造物の基礎等にこれを使ってコスト縮減を図っております。

熟度ですが、これは関係団体・関係者とは連絡調整を密にしております、理解も得られて二人三脚でやっているという状況でございます。あと環境配慮として工事中の汚濁水防止対策等をしております。今のところは特段の課題は予算以外はございません。

判定総合評価ですが、これをまとめて申しますと近年の気象条件、気象と言いますか全体を含めて新たな地すべりブロックが発生しておりますので、期待が高いということで、対策済みブロックが安定していることから計画通り、そのままの計画で継続していくのが妥当と考えております。

対応方針の案でございますが、被害を未然に防止するためには今の計画通り26年度までに概成したいということと、環境配慮と一層のコスト縮減に努めるということを書かせていただいております。

続きまして、終了箇所評価の方を説明させていただきます。これは先程申しました圃場整備の2件のうち1件を説明させていただきます。農一終一1の堀板地区です。まず1.の事業の概要でございます。この堀板地区は仙北平野中部の水田地帯で10a区画、農道は狭小で、用水路・排水路は兼用の土水路であり、非常に維持管理・営農に苦慮しているという状況がございました。そこでこのような事業により、圃場の大区画化・農地の汎用化を行い、担い手に農地の集積を図り、低コスト、付加価値の高い水田農業の確立を目指すということで、事業完了が前回評価時19年でしたが、21年に完了しているということでございます。終了時の総事業費は35億6,700万円です。表の事業費と書いてあります一番上の段でマイナス799、約8億円と書いてありますが、コスト縮減または請負差額です。工事を発注しまして予定価格の約9割で落札しているケースが多く、その分とコスト縮減を合わせると、これだけ総事業費が縮減されたということでございます。最終コストをその表の下に書いてありますが、終了時の事業費を分子に持ってきますと0.8になります。B/C費用便益ですが、これは前は1.08でしたが、分母になります総事業費が下がったものですから、分子は変わっていませんが分母が小さくなったので1.24ということです。

次に目標ですが、担い手等への農地の集積率ということで、地域事情等を勘案し63.1%で当初設定したんですが、現在のところ65.3%で、達成率103.5%という集積状況となっております。自然環境の変化ですが、こちらの方はイバラトミヨが生息しているということから、生態系保全型水路、これは水路の底を土にしたということですが、そのような環境配慮をしております。また現在も環境維持されているということと、地域の地元の活動で水路の保安全管理をしているということ、イバラトミヨを自然環境を活用した環境教育の場に活用されているということでございます。

社会経済情勢の変化ですが、これは先程来申しておりますけれども、22年策定の県のプランでも圃場整備が中核事業と位置付けられております。次に事業終了後の問題点等ですが、今のところ集積は65%、1法人と担い手35名の方々に集積されている状況でございます。

次のページでございますけれど、住民満足度等の状況ということで、受益者と一般県民の方々にアンケート調査を実施しております。圃場整備の場合は受益者の方々には、労働時間の短縮、乾田化の状況、維持管理の軽減・節減等でアンケートを取っておりますが、短縮・やや短縮合わせてですが、それぞれ87%、67%、77%との数字が出ております。上位計画での位置付けですが、これは先程のプランで圃場整備の推進を図るために、面的集積をはじめ多様な支援を行うという位置付けがあります。

次に所管課の自己評価ですが、はじめに有効性です。アンケート調査から、住民の方々に満足度は総合的にどうかということ、受益者の方々は例えば労働時間など総合的にどうか、景観等も含めてどうだったかということなど満足度の状況ですが、受益者の方々が53%満足、地域住民の方々が71%となっております。先程の達成率が103.5%ということで、費用の経済性・妥当性、こちらは1.24であり妥当ということです。

総合評価ですが、現在のところ複合経営がなされておまして、事業計画で見込みました効果が発現しているという状況だと考えております。地域でも評価を得ております。対応方針案、同種の事業への反映状況等ですが、集積についてより高い目標を目指し達成出来るように今後も行っていきたいということと、コスト縮減・環境配慮に積極的に取り組むとともに、複合経営への取り組みや、戦略作物の産地づくりの推進を支援して行きたいと考えております。以上でございます。

議長：有り難うございました。続いて森林整備課からお願いします。

森林整備課長：森林整備課の宮崎と申します。所管する評価につきまして報告致します。お手元の資料の農-終-3、終-4というのが対象になります。事業名はフォレストコミュニティ総合整備事業の2箇所でございます。その中から花矢線についてご説明致します。

資料の農-終-4番をお開き願います。フォレストコミュニティ総合整備事業は、森林の維持管理や木材の搬出等の他に、集落間を結ぶ定住環境の改善を含めた林道開設事業でございます。事業概要は大館市花岡仁井山地内の県道白沢田代線を起点に、同市の白沢松原間を結ぶ7,052m。事業期間は平成8年から平成21年までの14年間で、総事業費は29億1,300万を掛けております。この林道は森林・林業関係者だけでなく、起点の仁井山集落、林道沿線にあります繫沢・土目内・岩本・清水川という集落を連絡させ、6集落281世帯を結んでおります。集落間の交流の利便性も高くなりますし、花岡から青森へと移動の短縮と山村の集落の定住環境が改善されたということでございます。それでは事業効果の要因・変化、それから現状についてご説明致します。

事業費の要因・変化でございますが、②に書いてありますように、総事業費29億1,301万5,000円で終了しております。前回の評価よりも21億3,398万5,000円の減額となっております。減額に至った経緯は5ページの資料をご覧くださいと思います。平成8年から県単独事業、ふるさと林道緊急整備事業で実施し、平成19年度以降、国の補助事業フォレストコミュニティ総合整備事業に移行して事業を継続しました。その時の残延長が2,200mで、現在の終点から右側のピンクのルート1,000mの計画路線、前回評価時点のルートでは、下内川橋102m、約4億円。その外、奥羽本線上下りの鉄道と国道7号線を超える跨線橋252m、約9億円が計画されており、20億円を投じる計画でしたけれども、地元、さらには大館市との協議を経まして、終点を現在の地点に決定することにより、事業費が大幅に減額となりました。

また1ページにお戻り下さい。コストの効果比較でございますが、最終的には費用便益が2.59となっております。次に目標達成率でございますが、目標率は県全体で22年度の期間内に林道・基幹作業道の密度が6.7mとしておりましたが、それに対して6.5mと作設率は97%でございます。

次に自然環境の変化であります。法面保護工には在来種の種子を吹付けるほか、間伐材を使用するなど、環境に配慮した方法を採用しております。社会情勢の変化ですけれども、水源涵養や国土の保全のほか地球温暖化防止など、森林に対する多面的な機能が期待されておりますので、県としても木材を搬出するだけでなく、環境にも配慮しております。

事業終了後の問題点につきましては、大館市が適正に維持管理をしておりますので、ないと思っております。2ページをご覧ください。住民の満足度の状況です。大館市が、関係自治体・森林組合などの聞き取りをしたところ、満足度が非常に高いという報告がありました。計画での位置付けですが、大館市の基本計画の他、秋田県が策定する米代川の地域森林計画に林道整備路線として位置付けられております。関連プロジェクト等につきましては、平成8年から18年までふるさと林道緊急整備で実施しまして、県が80%、大館市が20%の負担割合となっております。19年からは国・県が90%、大館市が10%の負担で事業を実施しております。前回評価結果の指摘事項はございません。

自己評価ですが、住民満足度はA、それから事業達成率がB、効率性は費用便益が2.59でA。合わせて総合評価はBと考えてございます。今後の対応評価の結果、事業への反映状況ですが、事業開始や予

備調査の段階で現状の把握に努めるほか、適正なルート路線選定と構造物の削減をするほか、設計にはVEなどでコストを削減しております。以上が事業の評価でございます。宜しくお願い致します。

議長：農林水産部関係の説明が終わりましたので、全体の質疑に移らせて頂きます。先程申し上げましたとおり、農林水産部の諮問箇所に対して、説明箇所に限定せず、委員の皆様から積極的なご発言をお願い致します。

沼倉委員：継続-1と終了-1についてですが、どちらもイバラトミヨ等に対する配慮をしております。この取組によって、生態系保全型水路という説明ですが、終了と継続では、生態系保全型水路に対する対応が違います。終了事業では、三方をコンクリートにせず、下部を土にしていると聞こえました。継続事業は、底に水が染み込むような素材を使っていると読めます。その違いは何でしょうか。また、水が染み込むことによって伏流水となるものがどの程度なのか。工事のコストにはどのような違いが出てくるのか。施工後に、用水・排水の役目を果たす際にどの程度の影響があるものか教えて下さい。

農地整備課長：まず、継続の方の資料で6ページをお開き願いたいんですが、継続1です。6ページに資料がありますが、そこに今おっしゃられました地下水涵養型の排水路というのがあります。こちらは特に美郷町は湧水が多く、湧水の池が沢山あるんですが、例えばここでは星山清水です。こちらの湧水池にイバラトミヨが生息してしまっていて、そこから出る水路を往き来したりしているということで、美郷町でも大規模な地下水涵養の調整池というのを造られています。地下水が下がるようにする、こういう湧水池が枯渇しないように地下水を高くする配慮をこの地域では行っています。町でもやられていますし、こういう土地改良事業の場合も実施しています。実際この星山清水へ先日お邪魔したんですが、手前の方で見えないんですが、水道の蛇口で水を足しているような状況です。この写真の左手前位から蛇口があるんですが、どんどん水が季節によっては下がってきますので、中にイバラトミヨがすくってもらったらいました。湧水池が枯渇しないようにそのような配慮を地域全体でしております。地下水を汲み上げてというか用水路の方から足しているという形で。地域全体でも先程申しました美郷町でも、グランド位の広さの湧水池を大きく掘り、そこに冬場水を溜めて、地域の地下水が下がるように池を何ヶ所か造っています。そういう意味では地下水涵養型排水路ということで、この排水路から水が地域の地下水を涵養する形で貢献するような仕組みにしているというのが、この継続の環境配慮事項の内容です。

沼倉委員：底が土であれば、水が染み込むのが自然だと思いますが、それを100とした場合、この涵養型排水路では、どの位の水が染み込んでいくものでしょうか。

農地整備課長：率としてですか。後程確認してお答えしたいと思います。水路の場合、この土水路であっても地域の地下水位等を、勿論事前に調査して水路工事をします。規定流量が末端まで流れないと水路ではありませんので、そこはその地域地域で水路でも地下水位からして大丈夫な場合は、こういう形で一部土を張ったりする場合もございます。こちらの方は水路そのものを環境配慮、3面張り水路にするのではなくて、このようにその場に生息出来るような形をとっており、そのような違いがございます。

議長：詳しい比較は後程、沼倉委員に回答してください。大島委員、この終了箇所と継続箇所の工事ですが、この資料の図を見ると、大豆やネギ、乾田直播状況などがあり、大きな効果があるとの説明でしたが、この説明にご意見はおありでしょうか。

大島委員：今、質問のありました終了-1と継続-1についてですが、両方とも圃場整備が積極的に進められている仙北平野にあります。一つ気になったのは、終了-1で、圃場が一級河川に挟まれているため、上流域との関係で、水害が起きる可能性もあるのではないかと言うことです。その対策や、利用方法はどのようになっているのでしょうか。もう1点は、継続の全ての案件についてだと思いますが、仙北平野の場合、秋田市よりも、岩手県が近いという事で効果は上がっているということですが、圃場整備のみならず、これからは市場開拓あるいは、湧水も出るということなので、湧水を使ったブランド化などを考慮するなど、土地の集約だけではなく、それプラスαを今後期待します。

農地整備課長：排水対策ということで宜しいでしょうか。河川であれば治水なんですけど、農地の方の排水対策ということで申しますと、こちらの方は圃場整備をすることによりまして、用水路と排水路を分離するという形になります。基本的には自然排水で地域の河川との高低差というのを別にして、農地だけで言いますと、用水路の敷高を高くして排水路を敷高を低くしてですね、物理的に用水の方から水が流れていくような構造にしています。場合によっては基本的には自然流下で排水路、河川へと流れていくんですが、例えば天井川だったりする場合は一般的なことを申しますと、排水ポンプで汲み上げて河川に排出するという場合もあります。基本的には電気代がかかるので出来るだけ維持管理費がかからないような施設ということにしておりますが、この地域は自然排水です。それと湧水を活用したというご意見がございましたけれども、圃場整備を契機にあくまでも面的なハードの整備ではあるんですが、それを契機に集積をして法人化等に繋がっているのが、こちらの中仙さくらファームさんです。事業実施による農作業の余剰時間と言ったら変ですが、効率的に営農が出来る事を踏まえて他の事業に展開されていくということが、圃場整備を契機にした形が仙北地域に多いので、そういう意味で湧水が直結するかどうかは別として、ブランド化の方も進めていくという、間接的には繋がるのではないかと思います。

立川委員：森林整備課の事業について2点お尋ねいたします。1点目は、森林整備事業の費用対効果の評価に関してですが、農-終-3や農-終-4でもご説明いただいたように、森林整備事業は木材の生産だけではなく、例えば水源涵養とか山地保全・環境保全便益等のいわゆる公益的機能の向上にも重要な役割を果たしています。この辺は評価にカウントされていないということになりますが、これは、林道事業という性格上、判定が難しいためでしょうか。出来れば、こういった公益的機能も上手く評価対象とする仕組みがあると良いのではないかと思います。

森林整備課長：森林の公益的機能や地域の集落間を結ぶという利便性も含めて、県道とか国道に匹敵するような道路なんですけれども、評価としてはあくまでもこの地域にどれだけの林道密度が入っているかというような計算になってしまっていて、どうしても今の公益性の部分について評価がなかなか反映出来ないところがあります。今回のように、地域の集落と集落を結ぶということは、私どもとしては数字に表せないものがあるかなと思いますので、今後ともそういう費用対効果についても、これから評価の段階で反映して加算出来るような配慮をしたいと思います。

議長：林道も様々な使われ方をしており、本来の農道としての役割や、通常の自動車道路と同じ役割も現実的にあります。指標や目標達成率は、本委員会でも話題になることが多いですが、公益性をもっと多面的に評価できる方法がないものでしょうか。非常に難しい面もあると思いますが、指標や算定方式について、改善方法がないかと、私も思います。

立川委員：もう1点は、林道事業の今後の見通しについてです。今回の林業事業は、2つとも終了箇所でしたが、今年から国の政策として森林林業再生プランも始まりましたし、秋田県は秋田杉に代表されるように森林資源の豊富な県だと認識しております。林業については、生産基盤、つまり森林区域内の路網整備を進めていくことは、大変重要なことだと思っておりますが、今後の見通しについて、簡潔で結構ですのでお聞かせいただければと思います。

森林整備課長：大変、応援いただきまして有り難うございます。お陰様で森林の方にも漸く明るい兆しが見えてきております。再生プランというのが国の方で決議しておりますので、それに沿って今、事業を実施しております。今回、秋田県でも間伐材を出せる部分、特に重要な部分には林道専用道というのが新しく出来ました。10tトラックが走れる道路なんですけれども、今までよりも経費が掛からなく効率の良い林道で間伐材を出せる所に、集中的に路網を整備するという計画になっております。このことについては今回の県議会の方でもいろいろ質問がありました。漸く集中的に林道など路網整備が出来るようになりましたので、この後、秋田県のいたるところから間伐材が出せるような道路がいっぱい出来ると思いますので、応援をお願いしたいと思います。

議長：それでは、次に建設交通部関係の審議に入ります。道路課、河川砂防課の順に説明をお願いします。説明は、要点を押さえて簡潔にお願いいたします。

道路課長：それでは道路課関係の継続事業についてご説明致します。道路課関係の継続事業は4件ございます。その内3件についてご説明致します。またその後で終了事業1件についてご説明致します。

始めに建一継一1をお開き下さい。ここの4ページ目をお開き下さい。ここに国道108号前杉バイパスとございます。ここは由利本荘市の旧矢島町でございまして、国道108号と子吉川が平行して走っている所でございます。ここでは平成16年3月11日に法面の崩壊によりまして1名の方が亡くなっているということで、ここを迂回するような形でバイパス工事が行われているところでございます。1ページ目をお開き下さい。始めに1の事業概要でございます。事業期間が平成16年から27年を予定しております。総事業費は40億ということでございます。それでこの事業につきましては16年にスタートしまして平成19年に再評価を行っております。再評価を行った理由としましてはルートが変わったということで、再評価をしております。今回は点数が5点以上変わったということで期間に満たない訳ですが、それで今回再評価を行うというものでございます。真中に計画の事業費が載っておりますが、事業費関係は変更はございません。ただ、財源内訳のところ国庫補助と県債の関係で数字が変わっておりますが、これは事業の補助率が変わったことによるものです。

それでは点数について説明致します。3ページをお開き下さい。3ページと6ページを見比べながらのことになる訳ですが、ここで総合の点数が11点今回多くなっております。まずこの理由につきまして

でございますが、一番下の方に熟度というのがございます。熟度につきまして始めに事業の進捗、これが前回2点ですから事業の進捗が1割未満だったんですが、これが今回1割以上ということで5点。それから用地買収の関係なんです前回が0点に対して今回は8割以上ということで10点を与えております。ここで点数が大きく変わったということでございます。そういうことで概ね用地も完了しておりますし、後は事業を実施するだけという状況でございます。

次に建一継一3番について説明致します。始めに4ページ目をお開き下さい。秋田港から北の方へ約2km行きますとここにマリナがございます。ここから国道7号に入る道路でございます。この区間につきましては当初国道7号側から751mを工事するというのでスタートした訳なんですけど、今回更にそれを日本海側に1,222m延長して秋田天王線と国道7号を接続することと、事業費を変更しようとするものでございます。この道路につきましては国道7号と平行して走っております横山金足線までの区間、7号から横山金足線までの区間につきましては、この図面に表示はありませんが秋田市で工事しております。ですから、これが出来ると秋田港から7号を経て横山金足線、更には秋田北インターまでの最短ルートになって今後、使い手が良くなるのではないかと考えております。

この事業につきましては、事業の概要のところでございますが、15年にスタートしてありまして19年に再評価、そしてまた今回これも5年という年度とはならない訳ですが、それに前倒して今回事業費が変わったということで、再評価をお願いするものでございます。事業概要のところの事業の立案に至る背景と致しましては、2行目にありますように国際コンテナ航路の拡充等による交通量の増大のため、都市計画道路でもありますし整備を急ぐものでございます。

事業目的としましては交通の円滑化、それから物流の効率化、市街地相互の連携ということ謳っております。事業費につきましては延長する分、約6億程事業費が掛かっているというものでございます。

事業の進捗状況でございますが、用地が概ね99%のところまで来ておりますので、事業を早めに完了したいと考えております。所管課の自己評価、この中では主なものとして緊急性のところでございます。秋田港につきましては最近、国際海上コンテナ部門の「機能別日本海側拠点港」に指定されており、コンテナの貨物量も増えており、こういうことで秋田港がもっと使いやすくなるようにということで、この事業は進めていきたいと思っております。

効率性につきましてはいわゆる費用対効果でありますけど、これにつきましては交通量が相当見込まれるということで3.0という高い数字になっております。そういう意味でも判定としましては特に防災の観点更には有効性・効率性が特に高く、引き続き事業を実施すべきものであると考えております。

次に建一継一4をお開き下さい。これにつきましても始めに4ページをご覧ください。ここは鹿角市の湯瀬温泉の近くの道路でございます。国道282号、更には東北自動車道。更にはJRの花輪線がほぼ平行して走っている区間でございます。このうちの国道282号の交通安全施設を主とした工事でございます。右上の所に標準横断図として幅員が書いてありますが、現在全幅で6.5mのものを全幅で12mまで拡幅して交通の安全を確保しようというものでございます。1番の事業の概要でございます。これは事業期間が18年から24年となっております。先程からのルールで行きますと実際は昨年度評価を行わなければいけなかった事業でございます。これにつきましては検索をするに当たって、昨年見逃したという状況でございます。これにつきましては心からお詫び申し上げます。

事業の立案に至る背景でございます。始めに282号のルートが書いてありまして盛岡から鹿角市を経て青森県の平川市に至るものでございます。この地域は十和田八幡平の国立公園もありますし、湯瀬温泉というものを控えている訳なんですけど、幅員が大変狭く急カーブも多い事から、大型車のすれ違いが

困難であり、そういう点からも歩行者の安全を確保するためにこの事業をはじめております。

事業の目的でございますが、この中では特に丸の上から4番目ですか、高速道路のリダンダンシーの強化とあります。ここの地区につきましては碓ヶ関インターと安代インター間が、昨年の冬であれば9回程通行止めになりました。その際、迂回路としましてはこの道路しかないような状況です。そういう意味からも整備が急がれるというものでございます。中段に事業費内訳がついておりまして、約3億円程事業費が高くなっております。これにつきましては一番下の方に書いてありますが、切土区間の土質が想定よりも悪かったために、切土の補強土壁を新たに追加したことが事業費を高くした要因となっております。

事業の進捗状況でございますが、用地は概ね終わっておりまして後は工事を急ぐだけという状況でございます。関連する計画等についてはここに記載されている通りであります。2ページ目をお開き下さい。2ページ目の一番上の方に、前回の評価結果等ということで事業の実施は妥当である。ただし、歩道の整備については既存道路の活用など必要最小限にとどめるべきである、というご指摘を受けております。これにつきましては計画に当たりまして特に起終点などでは殆ど現道を活用するように致しまして、用地費・工事費そういうものの削減に努めたところでございます。

次に所管課の自己評価でございますが、これにつきましては先程も申し上げましたが緊急性の欄に、昨年度9回東北道が通行止めになっていると、その度に6,000台程度の車が流れ込むという状況でございます。こういったことから事業を急いでいきたいことから概ね総合評価としましては事業の継続は妥当であると評価しております。

次に終了評価についてご説明致します。建一終一1をお開き下さい。これにつきましても3ページ目をお開き下さい。この道路につきましては国道398号ということで、宮城県から県境を通過して湯沢市を経て由利本荘市に至る国道398号。これのうち小安温泉の終点の方にあります大湯温泉から南下しまして、県道仁郷大湯線の交差点まで。これを改良したものでございます。周辺には栗駒温泉更には秋ノ宮温泉・小安温泉等々の観光地を控えている区間でございます。

1ページ目をお開き下さい。1番の事業の概要でございます。事業の背景及び目的につきましては、この道路の今申し上げましたようなことが書かれております。事業費の点でございますがここにつきましては、最終的には127億円というやはり山岳道路でトンネル・橋も多い事から費用はそれなりに掛かっております。それに対する費用便益ということで費用対効果でございますが、これは最終的には1.2となっております。便益としてこれが前の評価から比べれば0.5下がっておりますが、これは20年の岩手・宮城内陸地震更には今年3月の東日本大震災、そういうものの影響もありまして将来的にも若干費用対効果は落ちるのかなと考えております。次にこの下の方の自然環境の変化でございますが、ここにつきましてはまず道路につきましては極力現道を活用すると言いますか、地形の改変を避けた格好で道路整備をしております。更には法面の緑化には在来種を主体にした種子を使い、更にはトンネル照明にあたりましては配線を地中化しまして、景観に配慮したと。更に橋梁につきましては耐候性鋼材を使って、地域との一体化を図っているというものでございます。

最後に事業終了後の問題点及び管理・利用状況でございますが、これにつきましてはまず概ね安全の向上、すれ違いがスムーズになったということで特に問題は指摘されておられません。

次に終了評価ですので4ページをお開き下さい。ここにアンケート調査結果の概要が出ております。

大変申し訳ありませんが、数字の訂正をお願い致します。下の1番のところの円グラフがありましてその下に合計とあって1,388とありますが、それを569に訂正をお願いします。あと2番の整備効果で

ございますが、こうしたアンケート調査の結果カーブや勾配が緩やかになり、安全性が高まったでありますとか、すれ違いがスムーズに出来るようになったなど、そういう安全面での評価が7割を超えているところが多々あります。ただ、この表の1番下のところに交通量が増えて危険になった、というのもあったりしまして、ちょっとこれが想定外の回答だったんですが、こういう事に今後気を付けてやっていかなければいけないと感じております。5ページに事業に対する満足度がございまして、大変満足している、概ね満足しているを合わせますと約8割の方から高い評価が得られております。

あと最後に利用者からの意見・要望でございますが、道路整備に関する要望。これは398号の他の区間の整備の要望等があるようです。こういうことで概ね利用者からは高い評価が得られているのではないかと考えております。それで2ページ目の真中のところに総合評価とありますが、こういう観光道路としての機能を発揮しており、県民満足度等からも成果が認められたことから、当事業は概ね妥当であったのではないかと評価しているところでございます。以上で説明を終わります。

議長：有り難うございました。続いてお願い致します。

河川砂防課長：それでは引き続きまして河川砂防課の事業をご説明致します。今回の河川砂防課の該当事業は全て継続評価でございまして、着手の5年若しくは継続評価後5年のものでもございまして、広域河川改修事業2件、海岸浸食対策事業1件の計3件のご審議をお願いしております。このうち広域河川改修事業2件中、総事業費の高い河川となっております三種川、それと海岸浸食対策事業、本荘海岸の2件についてご説明致します。

始めに、広域河川改修事業三種川でございまして、インデックス建一継一6の5ページをお開き下さい。当該河川は三種町の上岩川地区から八郎潟の東部小水路これは馬場目川ですが、ここへ流下する二級河川でございまして、川幅が非常に狭く河川勾配が非常に緩いということで、なおかつ蛇行している。これまで幾度となく大洪水が発生しております。特に平成15年8月、近い所では平成22年8月。この豪雨の際には多数の床上・床下浸水が発生しております。集落が孤立するなどの甚大な被害が発生しております。

本事業の計画につきましては下流部の国道7号の端から上流部の山本中学校付近まで約5.3kmを改修区間としておりまして、蛇行部のショートカット或いは河道拡幅、これらによります河川整備等、ネック部となっているJR奥羽線の橋の架け替え。こういうものを主として行っております。本工事は昭和56年から着手しておりまして、改修事業全体の事業費は前回の平成18年の評価時と同額の87億1,400万でございまして、平成22年度末までに93%の進捗状況となっております。

次に長期継続の理由でございまして、当該河川は先程の平面図で分かりますように、改修延長が非常に長くて住宅密集地を流れるということから、地域の住民との膨大な交渉・協議あるいはJR橋の架け替えなど、難工事がございましてこれらに時間を要したものでございます。前回の評価結果は平成18年度に行われておりますが、指摘事項は特になく継続という評価でございまして。

所管課の自己評価でございまして、必要性・緊急性・有効性・効率性・熟度の5つの観点から評価を行っております。このうち効率性でございまして、事業の費用対効果いわゆるB/Cは1.40で河川事業としては非常に高いと判断しております。またコスト縮減につきましては、現地で発生した残土にセメントを混ぜて改良を行いまして、それを築堤の材料として再利用するなど、コスト縮減に努めております。また熟度についてでございまして、洪水被害が近年、先程も説明しましたが頻繁に起こっておりま

して、地元から事業の推進を強く要望されている点では、非常に高い状況にあると判断しております。

評価点は合計で86点と。地元からの事業促進の要望が強く必要性・有効性・効率性これらの点から事業の重要性は高いと評価できるため、事業の継続は妥当と判断しております。

次に2つ目の海岸浸食対策事業、本荘海岸であります。インデックス建一継一7の5ページをお開き下さい。当該海岸は由利本荘市松ヶ崎地区に位置しております、背後には多数の集落・住宅あるいは秋田県の道路ネットワークの一つであります、国道7号がございます。また地元ではゆとりの水辺空間として、広く県民が利用すると。その外にもマリンスポーツから一般の人々の散策に至るまで、多岐に亘る利用があるという状況でございます。1ページをお開き下さい。当該海岸は、冬季風浪や台風によりまして、海岸の浸食が進みまして汀線が後退しているということで、背後の施設などに被害を及ぼす恐れが生じたということで、平成4年から人工リーフを設置しているというものでございます。この人工リーフは海岸に襲来する高波を沖合で鎮めまして、弱める施設でございます。施設全体が海中にあることから潜堤いわゆる潜り堤ともいわれております。人工リーフの具体的な構造は海底に基礎となる、中詰め石を断面としては台形状に設置しまして、その上に1つ4tのブロック、これを設置するものでございまして、ブロックの最上面は海面から約2mの位置にございます。なお、この人工リーフの背後の海岸線には砂浜が再生していることが確認されております。次に情勢の変化及び長期計画の理由でございますが、日本海沿岸は冬季風浪の影響があるということで、施工期間が1年のうちほぼ半分しかなく、6ヶ月しかございません。こういうことによりまして、工期の関係から長期化しているというのが一つの理由でございます。2ページ目をお開き下さい。前回の評価は平成18年に行われておりますが、指摘事項は特になく継続という評価でございました。

所管課の自己評価でございますが、先程と同じように必要性・緊急性・有効性・効率性・熟度の5点から評価を行っております、このうち効率性でございますが、B/Cが1.07ということである程度の値は確保出来ていると判断しております。また熟度についてでございますが、ハードの工事はまもなく終了し、今後は汀線の測量を実施します。これにより、人工リーフの効果を検証するという事になっておりまして、事業の継続は妥当と判断しております。

以上、継続事業2件についてご説明致しましたので、宜しくご審議お願いします。

議長：ありがとうございました。それでは建設交通部所管事業についての説明が終わりましたので、引き続き質疑・意見交換に入りたいと思います。

嶋田委員：建設の継続一3、県道のバイパスの件についてですが、4ページの図面の下に上新城土崎港線と書いてあります。これは完成したんでしょうか。フェリー到着時等、港付近は朝になると、トラック等をはじめとして非常に混雑しています。その混雑解消のため、この道路を造るという話があったんですが、どちらかでも早く完成させた方が良くと思います。現在は、両方とも造りかけという状況なんでしょうか。

道路課長：4ページの所の図面に県道の上新城土崎港線、更には県道の久保秋田線というのが記されております。この2つの路線は現在生活道路としては使われておりますが、残念ながら、港からのコンテナとかそういうものの物流、大型トラックを通せるような状況にはございません。このため先ず、先程申し上げましたように秋田天王線の北部道路というのがありまして、これとこれにこの先の方に横山金

足線まで接続する道路を秋田市が造っておりますので、これを先ず今後、港から北インターまでの道路として活用出来るよう早期に整備したいと考えております。

嶋田委員：わかりました。以前は、もっと北側の港に近い所に道路を造るというお話を伺っていらっしゃったので、その後の動きが知りたかったんです。現在は、秋田天王線の北部道路を使うという形になっている訳ですね。少しでも早く事業が完成すると有難いと思っております。

議長：インターに繋がれば、という期待が大ですね。海岸沿いを走っている臨海道路の正式名称が、主要地方道秋田天王線ですね。説明のあった道路は、北部道路という名称なんですか。

道路課長：どちらも秋田天王線と考えて下さい。

議長：現在、平成25年を目途に工事中というご説明でしたが、国道7号線の方から工事を進めているのでしょうか。

道路課長：我々が7号線の方から入っております、先ほど、1,222mを追加すると申し上げましたが、実はこの部分につきましては産業労働部の方でここに工業団地の計画がございまして、そちらで進めておりましたが、道路の部門は建設交通部で所管しようという県の決定がございました。それで目標としましては、25年までに7号まで繋げたいと考えております。

議長：国道7号線と横山金足線を繋ぐ道路の完成時期は、平成25年くらいでしょうか。

道路課長：残念ながらそれが少し遅れる予定になっております。

議長：海岸に係る事業の説明資料で、1年間に3m浸食されていると記載がありました。つまり、10年で30mですので、これは放置すれば大変なことになる。海岸浸食は、場所によって違いはあるでしょうが、通常、これくらいのものなんでしょうか。

河川砂防課長：汀線の後退、浸食は満遍なく起こっていて日本の国土が無くなってしまいます。国土のパイというのはほぼ一定ですので、浸食される場所と逆に砂浜が砂が堆積して広がる場所と、2箇所に分かれます。そのうち浸食する場所については、背後に人家とか公共施設があればこういう海岸事業等でもって保全するというところでございます。

議長：人工リーフは海面に出ているものなんでしょうか。

河川砂防課長：人工リーフは海面下に沈んでいるもので、一番上が海面下2mです。

議長：海面下にあって見えないとすれば、小舟等は危険ではないのでしょうか。標識を設置する等、場所を示しているのでしょうか。

河川砂防課長：ちゃんと人工リーフのある所は、端と端を海の中で分かるようにしております。その上は船は通らないようにということで、ちゃんと目印は付けております。

嶋田委員：継続－6についてですが、平成22年末で93%出来ているとの説明を受けておりますが、資料の5ページを見ますと、昭和56年から工事が始まって、平成22年8月の浸水のほか、そういった事象がまだあるように見受けられます。これは、工事をした箇所は浸水が防げているが、工事が終わっていないところは浸水している、ということでしょうか。

河川砂防課長：おっしゃるように、整備をしたところは全然ございません。上流部の方の整備していない部分が水害を起こしております。

議長：三種町の町名にもなっていますが、三種川というのは、何処から何処まで流れている川なんでしょうか。どこに端を発し、どこに合流、または流入しているものなんでしょうか。

河川砂防課長：れっきとした二級河川でございまして、水源部分と言いますのは上岩川地区。山からキッチリと八郎湖まで流れております。

中嶋委員：圃場整備のところ、農業生産法人、認定農業者、この使い分けをなさっているが、実際にどこがどう違って、県として費用的な割合はどうでしょうか。認定農業者は、グループ化が出来ないために、個人がやっているということでしょうか。

農地整備課長：認定農業者制度は、経営基盤強化法の中での制度です。農業者が自分の農業経営を改善する計画を作りまして、その計画を市町村に提示し、市町村の認定基準に合致していれば認定農業者と市町村が認定する、ということで認定農業者としております。

中嶋委員：それは個人でしょうか。

農地整備課長：個人です。法人で認定農業者になる場合もございます。法人として認定農業者に認定されますと色々な融資等の面で有利な制度を受けられる事が出来ますので、個人としてもそうですし、法人としてもやられている方もおります。

中嶋委員：県の予算は、どちらを多くしてとかあるのでしょうか。

農地整備課長：予算と言いますと、事業費の予算ということですか。それは補助金を県が活用することの事業費ですか。それによつての大小というのは特にはないと思います。ただ、今の圃場整備は法人を設立しますと、設立したその法人のカバーエリアの割合に応じて促進費が支払われる制度等もありますので、私どもも法人に誘導していきたいということで事業を進めております。

議長：道路事業の中には、県境や山間部を越えて造り、大きな経済効果をあげたり、利便性を向上させている道路があるわけですが、その中で、冬期間に閉鎖しているものはどの程度あるのでしょうか。

道路課長：今回、ここでお示しした道路の中では終了工区の大湯道路です。これにつきましては県一終一1ですか。これの3ページをお開き下さい。これにつきましては例えば国道398号がございますが、この道路につきましては大湯温泉のマークがありますが、ここからずっと宮城県の栗原で概ね11月の下旬から4月の中旬位まで閉鎖になります。更にこの中に県道の2号大湯線、県道マークの282でありますとか国道342号線がありますが、これらの道路は11月の下旬から4月の下旬まで冬期閉鎖になります。こういった感じで宮城県あるいは岩手県に抜ける、岩手県に抜ける中で282号線は通年で通っておりますが、八幡平のアスピーテラインとかそういったところは、冬期間通行規制になる区間があるところが結構ございます。

議長：説明を受けての全般的な感想ですが、自然環境への配慮や、運転環境への配慮にかなり工夫した工法で実施しており、大変結構なことだと思います。

山口委員：農業経営体強化のご説明を受けましたが、その内容は、今後の事業予定は2万ヘクタールで、終了までには、今後さらに40年間が必要だというものでした。確かに、平時であれば、農業分野の打開策として一つ一つの事業を積み重ねていくと言うことは理解できますが、現在はTPP問題が農業の岐路を左右しかねない状況です。そんな中で、我々はどのように現状を踏まえて意見を出し合えばよいのでしょうか。聖域無き関税撤廃の可能性もあります。何百万人の雇用に影響を与えるという話もある中で、こうして集積してきた事業が吹き飛んでしまう可能性もあります。この場で話し合っている事業とTPPの問題をどう整理して考えればよいのでしょうか。

議長：大変大きな問題で、まだ不透明で未確定の部分もあります。明確な答えは難しいのですが、フリートリーディングとして、自由なご意見があればいかがでしょうか。

農林水産部次長：今回の12月議会でも、その辺の質問等が議員の先生からも多数出ておまして、農林水産部としてすぐ検討しまして答弁に入った訳ですけれども、TPPに参加して関税がまるっきりゼロになる場合、農水省の試算で行きますと9割方の稲作農家はダメになるんじゃないか、という試算があります。それは1戸あたりの経営耕地面積がアメリカですと日本と2桁違いますし、オーストラリアですと3桁違うということで、価格競争に持ち込んで行けば太刀打ち出来る物ではないと。どんな施策を講じても価格競争では太刀打ち出来ない。そういったことを考えると一定の下支えは必要でしょうと。今の戸別所得補償などやっていますけれども、それを活用するなりしての下支えは必要でしょうと。その上で、そうすれば今1戸あたり2haか零細にやっているんですが、それを放っておいて良いのかという事にはならない訳で。やはり限られた農地を有効に使っていくということであれば、効率性の追求は出来るところはやっていく必要があるということで、いくら圃場整備をしても生産コストが1/3になるか1/5になるかそういう話ではありません。限られた地形条件なり自然条件の中での営農になる訳ですので、その辺を考慮しながら効率性を追求していくと。効率的な営農が出来るような基盤整備をやっていくということになるかと思えます。いずれTPPへの参加如何に関わらず、そういった供給

ですとか競争力を強めて、足腰の強い農業をつくっていくということでは、今までの延長線上にあるのかなと考えております。

これからどうするのかということの中では、やはり大きく3つ。1つは圃場整備を代表とします基盤整備づくり。もう一つは技術開発。もう一つが人づくり。その3つを確固たる方向性を持って進めていく必要があるのではないかとということで、それぞれの分野で、私どもは基盤整備のところをやっております。品種の改良ですとか収量・品質の向上についての技術的な検証・研究もやっておりますし、また先程言いましたように、法人ですとかの設立に向けての色々な支援を行っているという状況になっております。

議長：山口委員のご質問は、大変難しいのですが、只今の説明にかなりの共感を覚えました。こういった重要な施策は、状況に応じて柔軟に対応していくことが必要だと思えます。これまで、取り組んできた事業の背景や、社会情勢が変わった場合、今までの路線を軌道修正することは必要でしょう。一方で、基盤整備や技術力を磨くと言ったことは、欠くことのできない施策であると、県民の一人として思うところです。

館岡委員：一点目は冬季の路面状況についてです。横山金足線は、とても便利で良い道路なんですけど、冬季は、土崎近辺の住宅街の路面は良いんですが、秋田市北部の田んぼの中に道路がある辺りは、凍結が多くて怖い箇所だと思います。

もう一点は、果樹についてです。県の助成制度ですが、梨からリンゴへの品目転換や、栽培規模の変更等に対する助成はあるんですが、梨自体や、品種の変更には助成制度がありません。原発の影響で、秋田県の農産物に求められるものも変わってくる可能性があります。また、梨の木の高齢化が進んで、個人では、小さな木から育てることができないために廃業する人も出ています。そういった人たちを支援する施策をお願いしたいと思えます。

最後に、TPPについてですが、農業に従事する人ばかりが影響を受けるような報道が目立ちます。農業分野は補助金等が手厚いから、いざ競争となったとき弱いと言われることも多いですが、食料はみんなの問題です。皆さんに自分のこととして深く考えて欲しいと思えます。

ご回答は不要ですが、個人としての意見を述べさせていただきました。

議長：有り難うございました。ただいまのご意見について、県でも考えておいていただきたいと思えます。

農地整備課長：沼倉委員の方から質問がございました、継続の農一継一1なんですけど、水路についてです。地下水涵養型水路ですが、何パーセント浸透するのかというのは、実質そういう計算をして設置するというものではございません。浸透部分ですね、ここの一部に砂利を入れておまして、周辺の田面水位と、表面地下水位、ある程度追従するような浸潤線がございますが、そういう形で地下水を涵養するという仕組みにしているということでございます。それとですね、今申しました涵養型水路の周辺にございます星山清水ですが、冬期間の水位が低下した時の補給は、私先ほど水道水と申しましたけれど、訂正したいのですが、既存の地下水が近くにございまして、そこから汲み上げて枯渇する前に補給するということです。

議長：本日の各委員のご意見は、県が今後の業務を行う上での参考としていただくものとします。その上で、県の対応方針を可と決定して宜しいでしょうか。

各委員：異議なし。

議長：有り難うございます。それでは本委員会は県の対応方針を可とするものと決定いたします。以上で審議を終わります。

事務局：進藤委員長におかれましては、長時間に亘る議事進行お疲れ様でした。また本日の議事録につきましては、事務局で案を作成しご確認いただいた上でその内容を確定し、県のホームページに掲載させていただきます。委員の皆様には、今年度2回にわたる委員会にご協力をいただき、心から感謝申し上げます。本当に有り難うございました。それではこれもちまして、本日の委員会を終了致します。お疲れ様でした。